

豊岡市新生児聴覚検査費助成事業のお知らせ



・・・新生児聴覚検査の費用を助成します・・・

生まれつき聞こえ(聴覚)に問題をもつ赤ちゃんは、1,000人に1~2人といわれています。早く発見し、適切な治療・援助をしてあげることが、子どものことばや心の発達の上でも大切です。検査は、出産された産婦人科等で実施しています。

- **助成対象者** : 豊岡市民で、出生後初めて新生児聴覚検査を受けた児の保護者
- **助成対象医療機関** : 公立豊岡病院 公立八鹿病院
その他、新生児聴覚検査実施医療機関
- **検査の時期** : 入院中など生後間もない時期に出生した病院で検査します。
(出生後入院中に検査が困難な場合、生後3か月以内に検査を受けてください。)
- **助成金額** : 検査費用に対して5,500円を上限に助成します。
(初回分1回限り)
- **助成方法** : ①豊岡病院など県内の一部医療機関で検査する場合
豊岡病院などで出産予定の方に母子健康手帳交付時に「新生児聴覚検査費助成券」を交付します。出産時に医療機関に助成券を提出してください。
②①以外の助成券が使用できない医療機関で検査する場合
医療機関の窓口で一旦自費支払いとなりますが、後日の申請により、助成します。(償還払い)

【償還払いの手続きに必要なもの】

 - ・聴覚検査費の分かる領収書と明細書・母子健康手帳
 - ・聴覚検査結果書類・振込先のわかるもの
 - ・未使用の助成券(交付されている場合)

※検査を受けた日から、1年以内に健康増進課又は各振興局の窓口にお越し下さい。
※各振興局で手続きされる場合は、保健師駐在日をお願いします。(竹野・城崎振興局:火曜日、日高・出石・但東振興局:木曜日)
- **その他** : 転入等で助成券をお持ちでない方は、下記窓口へお問い合わせください。
検査時点で市外に転出された場合は、助成を受けることができません。

問合せ先:豊岡市役所 健康増進課 電話 0796-24-1127